

第38号議案

住居表示の実施並びに町及び字の区域の変更の件  
 次のとおり住居表示を実施し、並びに町及び字の区域を変更する。

令和4年6月13日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 住居表示の実施

住居表示を実施する区域に追加する区域	当該区域における住居表示の方法
別図1の区域	街区方式

2 町及び字の区域の変更

(1) 住居表示の実施に伴うもの（灘区）

変更前	変更後	備考
別図2	別図3	別図2の区域に存する小字は、廃止する。

(2) 宅地造成に伴うもの（北区）

変更前			変更後		備考
町	小字	地番	町	小字	
有野町 有野	小堀畑	1897の2、1898の1、 1898の3、1898の4、 1901の2から1901の4ま で、1902の2、1903の 2、1904の1、1904の 2、1905の1、1905の 2、1906、1906の乙、 1907、1908の1、1908の 2、1909の1、1909の 2、1910の1、1910の 2、1911の1から1911の 3まで、1912の1、1912 の2、1913から1925ま で、1925の乙、1926から	有野町 有野	岡場	1 変更前の欄 の区域に介在 する道路及び 水路の一部 は、変更後の 欄の区域に編 入する。 2 変更前の欄 の地番は、令 和4年4月8 日現在の地番 である。

	1928 まで、1928 の 乙、 1929 から 1936 まで、1937 の 1、1938 から 1941 まで、 1945 の 1、1946、1947、 1948 の 1、1949 から 1955 ま で、1957 から 1961 まで、 1961 の 乙、1962、1963 の 2、1965 の 3、1967、 1968、1969 の 1、1969 の 2、1970 の 1、1970 の 2、1971 の 1、1971 の 2、1972 の 1、1972 の 3、1972 の 乙、1973 の 1、1973 の 2、1974、 1975		
向山	2709 の 1、2710、2711、 2722、2724、2730 から 2732 まで		
岡場辻	4100 の 2、4100 の 3、 4101 の 2、4102 の 2、 4102 の 3、4104 の 2、 4104 の 5 から 4104 の 9 ま で、4105 の 1、4105 の 4、4106		
玄道ヶ 坂	4107、4108 の 1、4108 の 2、4108 の 5、4108 の 7、4110 から 4114 まで、 4116 の 1、4116 の 3		
東ヶ辻	4418 の 50、4418 の 51		

(議案参照図)

理 由

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

住居表示に関する法律 ぬきがき

(住居表示の原則)

第2条 市街地にある住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所（以下「住居」という。）を表示するには、都道府県、郡、市（特別区を含む。以下同じ。）、区（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20の区及び同法第252条の20の2の総合区をいう。）及び町村の名称を冠するほか、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

(1) 街区方式 市町村内の町又は字の名称並びに当該町又は字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によつて区画した場合におけるその区画された地域（以下「街区」という。）につけられる符号（以下「街区符号」という。）及び当該街区内にある建物その他の工作物につけられる住居表示のための番号（以下「住居番号」という。）を用いて表示する方法をいう。

(2) 道路方式 市町村内の道路の名称及び当該道路に接し、又は当該道路に通ずる通路を有する建物その他の工作物につけられる住居番号を用いて表示する方法をいう。

(住居表示の実施手続)

第3条 市町村は、前条に規定する方法による住居表示の実施のため、議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない。

2～4 [略]

地方自治法 ぬきがき

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

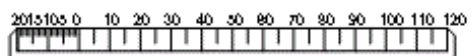
2、3 [略]

別図1

篠原台

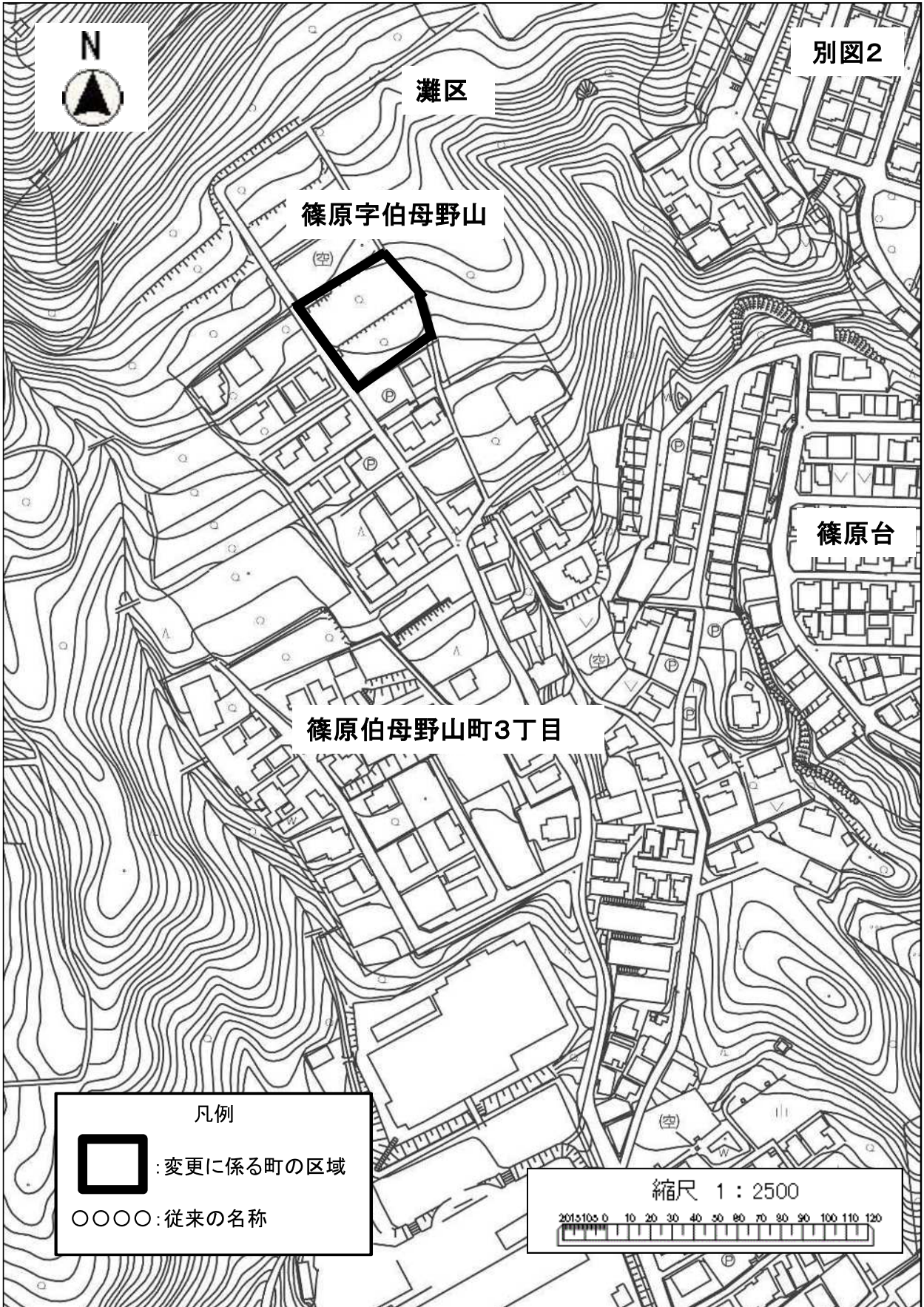
篠原伯母野山町3丁目

縮尺 1 : 2500

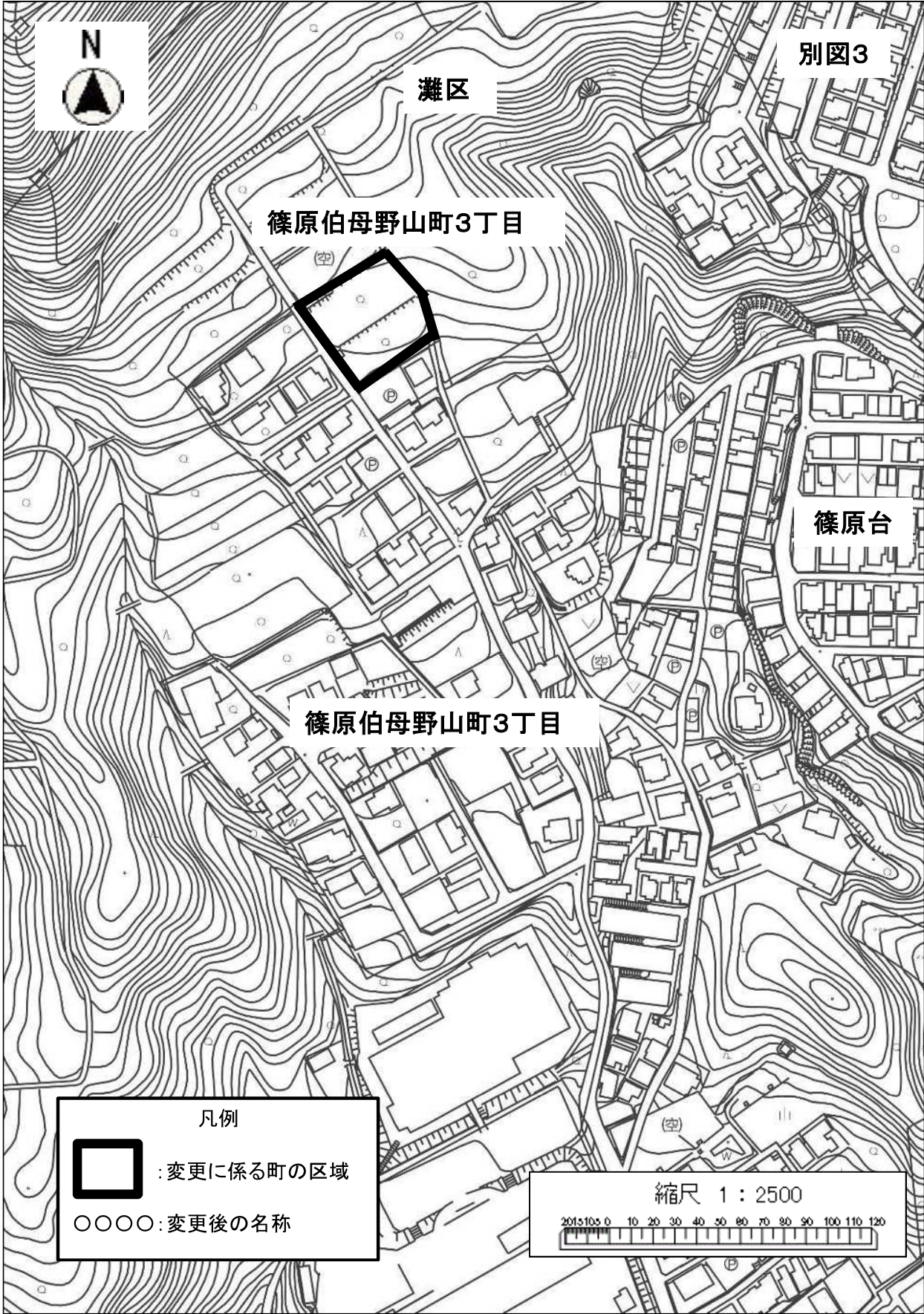


追加する区域









別図3

灘区

篠原伯母野山町3丁目

篠原台

篠原伯母野山町3丁目

凡例



: 変更に係る町の区域



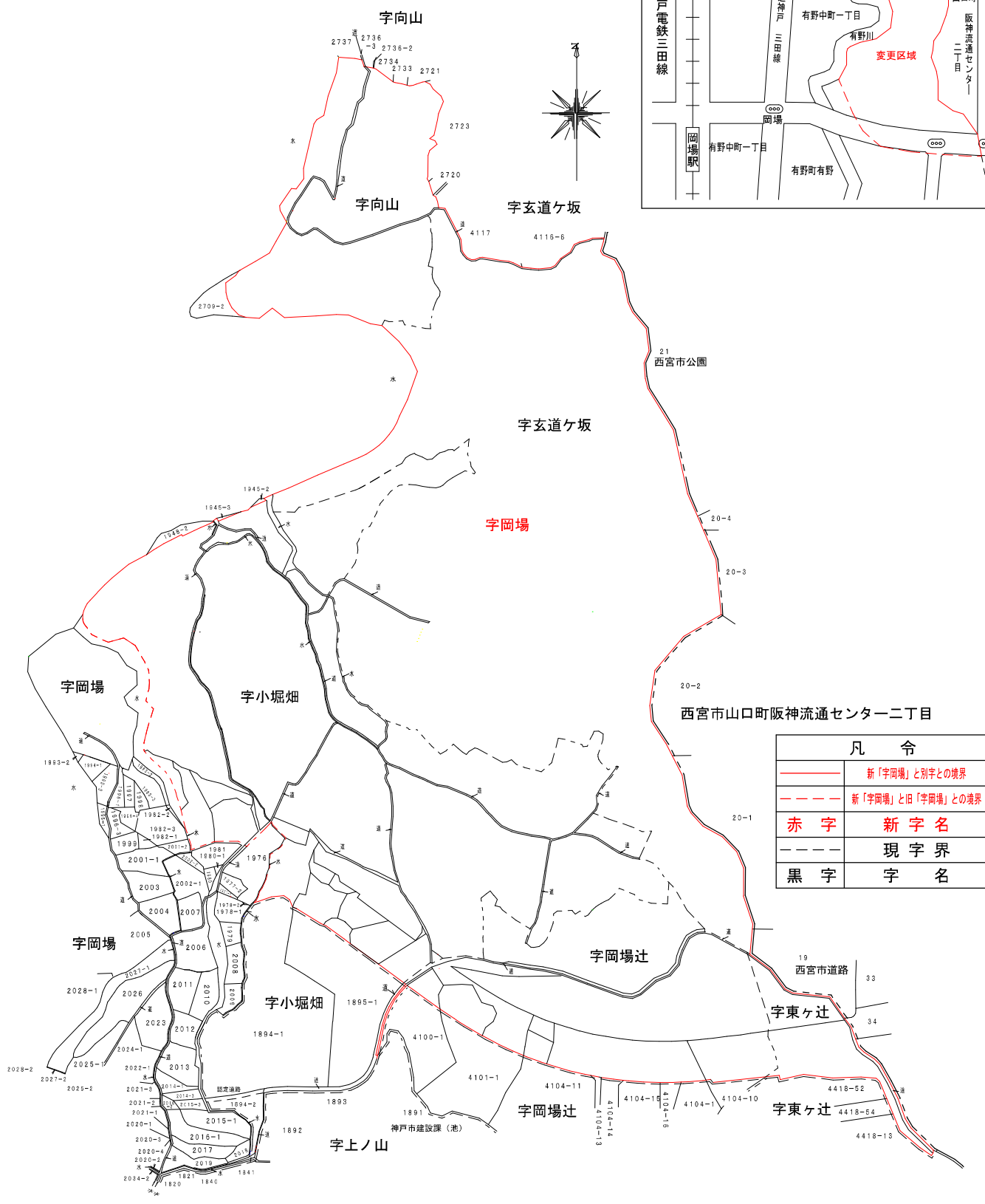
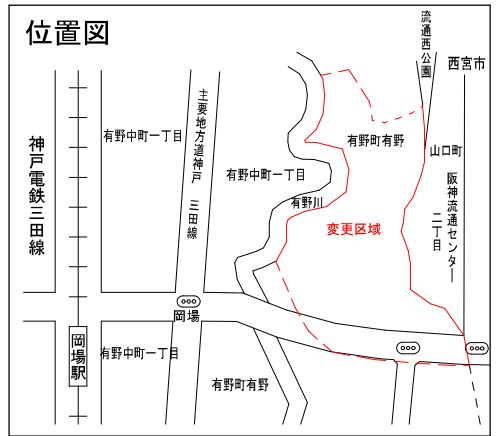
: 変更後の名称

縮尺 1 : 2500

2013105 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120

# 議案参照図 神戸市北区有野町有野字区域変更図

## 位置図



凡 令	
<span style="color: red;">———</span>	新「字岡場」と別字との境界
<span style="color: red;">- - - - -</span>	新「字岡場」と旧「字岡場」との境界
<span style="color: red;">●</span>	新 字 名
<span style="color: black;">———</span>	現 字 界
<span style="color: black;">●</span>	字 名



## 参考資料 1 (灘区篠原)

### 1 概要および要望者

篠原伯母野山町3丁目に隣接する住民(12世帯)からの要望を受け、住居表示実施とともに篠原伯母野山町3丁目に編入する。

### 2 場所および面積

神戸市灘区篠原字伯母野山 996 番 398 他 15 筆

2,058 m<sup>2</sup>

### 3 現況写真



## 参考資料 2 (北区有野町有野)

### 1 事業概要および施工者

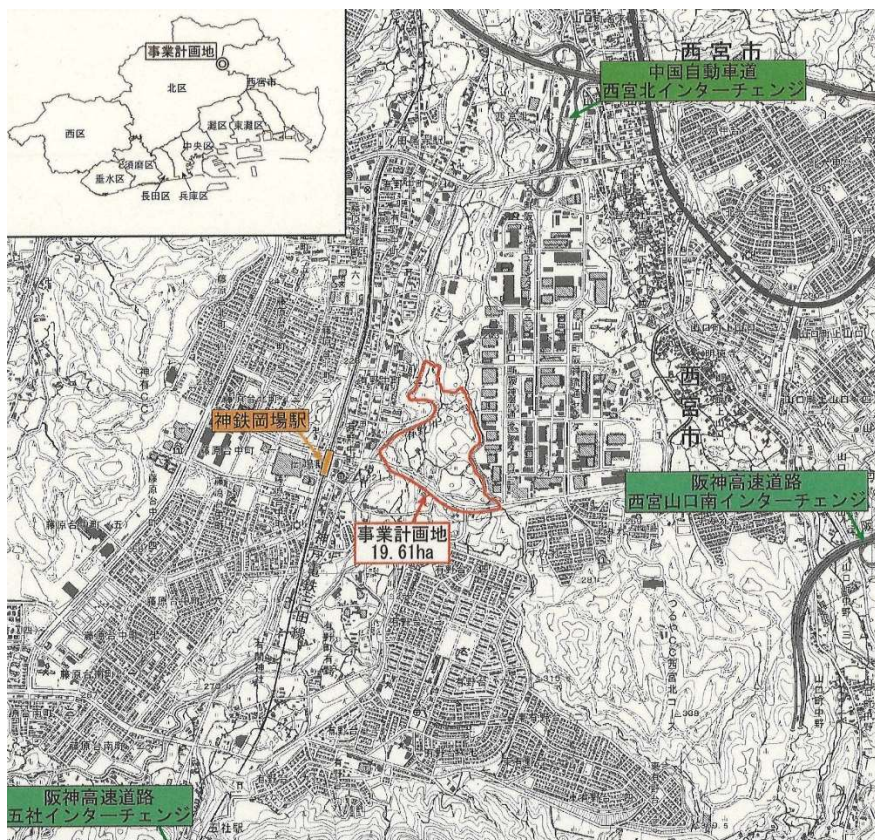
開発事業 (令和 2 年 1 1 月～令和 6 年 1 2 月)

神戸ロジスティクス特定目的会社

### 2 場所および面積

神戸市北区有野町有野字岡場 1987 番 他 177 筆

199,163.62 m<sup>2</sup>

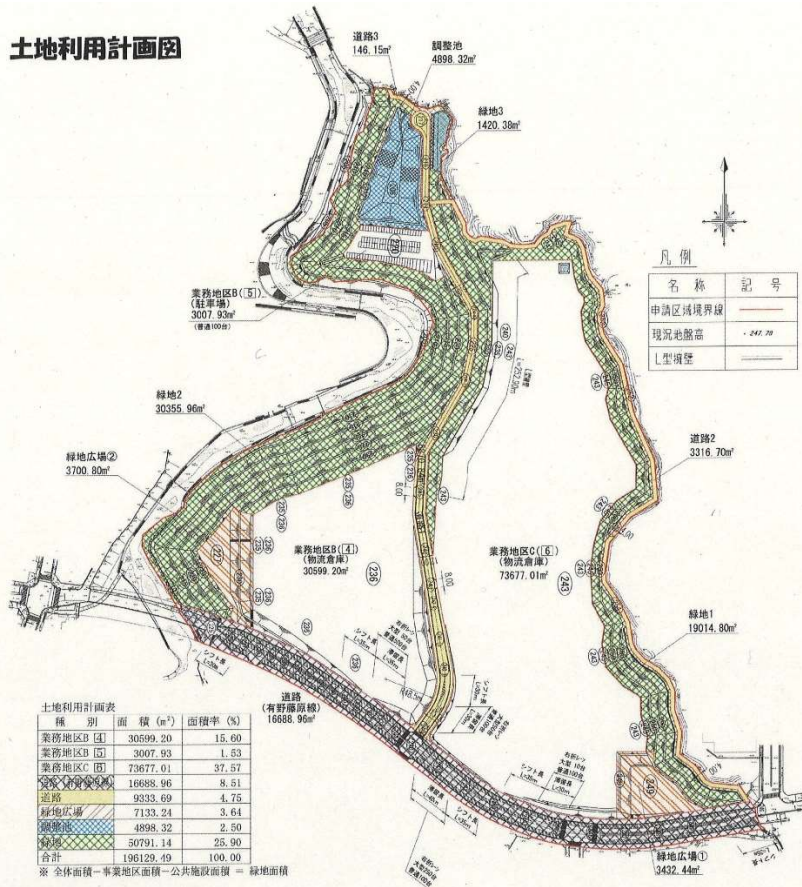




### 3 土地利用計画

業務施設（物流倉庫）2棟

土地利用計画図





## 4 現況写真

